

山形県アンテナショップイベントコーナー利用規程

1. 趣旨

この規程は、山形県アンテナショップのイベントコーナー（以下「イベントコーナー」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

2. イベントコーナーの内容

1) 整備の趣旨

県内市町村等が自らの地域資源等を活用した催事等を行うことにより、山形への観光誘客を促進するとともに、県内生産者・製造業者等が、自らの商品等に関する消費者の反応・意見等に直接触れ、商品等のブラッシュアップにつなげる機会を確保するために整備する。

2) 整備箇所及び面積

東京都中央区銀座一丁目5-10 山形県アンテナショップ1Fの一部（別紙図面のとおり） 約7.6㎡

ただし、イベントコーナー利用者が、店舗前専有スペースの使用を希望する場合は、その使用を認めるものとする。（別紙図面のとおり）15.8㎡

3) 利用時間帯

イベントコーナーの利用時間は、午前10時から午後8時までの営業とする。

4) 提供する什器等

①販売台・・・・・・・・・・1台（W1500mm×D970mm×H845mm）

②冷蔵冷凍ケース・・・・・・・・1台（W1500mm×D900mm×H845mm）

※冷蔵冷凍ケースは、上部に専用台を載せることにより、販売台として使用することも可能。

③作業台・・・・・・・・・・1台（W600mm×D500mm×H765mm）

④レジ・・・・・・・・・・1台（イベントコーナー専用レジ）

⑤その他・・・・・・・・・・コンセント（100V2口）の使用も可能。

これ以外に必要な什器等は、事前に物販部門運営事業者の承認を得たうえで、利用者が準備するものとする。

5) 利用料金等

利用料金は売上の15%とする。ただし、利用者が、県及び市町村の場合は、売上の10%とする。また、搬入・搬出等に要する経費は利用者の負担とする。

6) 販売する商品等

イベントコーナーで販売する商品は以下の項目を全て満たしたものとする。

- ①県産品であること（県産品は以下のとおり）又は商品の主な原材料が県内産であること
 - ・県内で生産された農林水産物
 - ・主たる事業所が県内に所在する製造業者等が、県内で製造したもの
- ②食品衛生法・JAS法等各種法律に定められた表示義務等に対応していること
- ③いわゆるJAS法において原産地表示が義務付けられた加工食品については、表示される原材料の原産地が、国内であること

3. 利用者等

イベントコーナーは、以下の者が山形への観光誘客のための催事や県産品のブラッシュアップのための販売等を行う場合に利用できるものとする。

- ①県、市町村、商工・観光・農林関係団体、協同組合・公益法人等の公的団体
- ②主たる事業所が山形県内に所在する生産者・製造業者等
- ③「おいしい山形プラザ」パートナーショップ店舗運営者

4. 利用期間

イベントコーナーの1回の利用期間は、原則として3日間以内とする。

5. 利用申込み及び利用者の決定

1) イベントコーナーの利用を希望する者は、イベントコーナー利用申込書（別紙様式）により、アンテナショップ運営協議会（以下「運営協議会」という。）あて、利用申込みを行うものとする。なお、当分の間申し込みは、事前相談を終了した後に行うものとする。

2) 申し込みは、上記申込書を以下の申込受付窓口に郵送・持参することにより行う。

申込受付窓口

東京都中央区銀座一丁目5-10

山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」内
イベントコーナー利用担当

（電話）03-5250-1757

（FAX）03-5250-1751

3) 利用申込みは、四半期ごとに受け付けるものとし、その申込み期限及び利用決定

通知日は以下のとおりとする。なお、利用申込期限及び利用決定通知日が休日の場合は、当該日以前の休日以外の日とする。

	利用日	利用申込み期限	利用決定通知日
第1四半期	4月1日～6月30日	12月末	1月末
第2四半期	7月1日～9月30日	3月末	4月末
第3四半期	10月1日～12月30日	6月末	7月末
第4四半期	1月4日～3月31日	9月末	10月末

※アンテナショップ物販部門の休業日を除く。

- 4) 運営事業者は、利用申込みを受け付けたときは、イベントコーナーの利用者・利用期間・利用内容等について、運営協議会に提案する。
- 5) 運営協議会は、運営事業者の意見を踏まえ、利用者について決定するとともに、申込み者に対して利用の可否を通知する。
- 6) 利用申込み期限時点で、利用者が決定していない日がある場合は、随時の申込みも受け付けるものとし、その手続きは当初手続きと同様とする。

6. 利用にあたっての条件、留意事項

- 1) イベントの実施及び施設の利用にあたっては、利用者は、県及び物販部門運営事業者の指示に従うものとする。
- 2) 販売業務は、利用者が直接行うものとし、実際に販売を担当する者は、試飲・試食の手法等も活用しながら、消費者に対して積極的に商品説明等を行うものとする。また、調理が必要な商品については、その方法の説明等も併せて行うこととする。
- 3) 店舗前専有スペースにおける商品販売等にあたり必要となる保健所等への手続きは、自ら行うものとし、運営事業者はその協力を行う。なお、店舗前専有スペースの利用にあたり必要な什器類は、利用者が準備するものとする。
- 4) 販売価格は、原則として、山形県内における販売価格と同額程度とする。
- 5) 展示販売する商品や利用者が準備する什器等の搬入・搬出は、利用者が行うものとする。なお、搬入・搬出は、利用開始日の朝（午前9時から開店時間まで）及び利用終了日の閉店後の時間（閉店時間から午後9時まで）等「おいしい山形プラザ」物販部門の営業時間外に行うことを基本とし、詳細は運営事業者と協議する。
- 6) 物販部門運営事業者は、施設の管理運営上必要とする場合は、利用者に対して、商品・備品等の撤去・交換を命ずることがある。この場合、利用者は、物販部門運営事業者の指示に従わなければならない。また、利用者の責に帰すべき理由により、施設内の設備・備品等の汚損・損傷等が生じた場合、利用者は、原状回復の責任を

負うものとする。

7. 売上金の取扱い

- 1) イベントコーナーで販売する商品は、イベントコーナーにおいて売上精算することとする。なお、そのためのレジは、物販部門運営事業者が準備するものとする。
- 2) 利用者は、1日ごとに、その売上金合計を物販部門運営事業者に対して報告し、その全額を物販部門運営事業者のレジに入金するものとする。
- 3) 物販部門運営事業者は、入金されたイベントコーナーの売上から2の(5)に定める利用料金を差し引き、残額を利用日の翌月末までに、利用者の指定する口座に振り込むこととする。

8. その他

この規程に定めるもののほか、イベントコーナーの利用に関して必要な事項は、運営協議会における協議を踏まえ、県が別途定める。

